

山梨県パートナーシップ宣誓制度

- 山梨県では、「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例」に基づき、性の多様性を認め合い、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現に取り組んでいるところです。
- このたび、取り組みの一助とし、かつ県民の理解促進を図るため、「山梨県パートナーシップ宣誓制度」を令和5年11月に導入することとしました。
- 本制度を効果的に運用するため、県下市町村と連携を図ってまいります。

パートナーシップ宣誓制度の概要

双方又はいずれか一方が性的マイノリティの2人が相互の協力により継続して共同生活を営むパートナーであることを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

制度導入により期待される効果

- ・多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解の促進が期待されます。
- ・これまで利用が法律上の婚姻関係にある2人に制限されていたサービスの拡大に繋がると考えられます。

(受領証)

※折り畳み式カードです。

急病や怪我等で万が一の場合、以下の者へ連絡してください。

(ご一対氏名) _____
(連絡先) _____

平常時及び緊急時において、1. 以下の者の面会を受けること、
2. 以下の者に対して症状説明をすること、3. 手術や必要な治療
方計の同意を以下の者から取得することに同意します。

(ご一対氏名) _____
(本人自署欄) _____

【外面】

第 号
山梨県パートナーシップ宣誓書受領証

山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。

宣誓者(本人) _____ 宣誓者(パートナー) _____
姓 姓

年 月 日 _____

山梨県知事 ○○ ○○ 公印

【内面】

このカードは、人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓されたことを山梨県として証するものです。

受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解ください
ますようお願いいたします。

この制度を利用する方の性の在り方(性的指向・ジェンダー
アイデンティティ)やこの制度を利用していることについて、
本人の同意なく他者に口外することはできません。

【特記事項】
氏名 _____
(ご一対か又は双方が通称を使用している場合の戸籍等の記載氏名)
(本人) _____ (ご一対) _____

【発行】
山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 (055) 223-1358 ｻｰﾋﾞｽ ｻｲﾄ: danjo-kyosen@pref.yamanashi.lg.jp

宣誓することができる方

○以下の全てを満たしている方が対象

- ①いずれか一方または双方が性的指向が異性のみでない又はジェンダーアイデンティティが出生時に届けられた性と異なること。
- ②成年に達していること。
- ③いずれか一方が、県内に住所を有している、又は3ヶ月以内に県内への転入を予定していること。
- ④配偶者(事実婚を含む。)がなく、パートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑤民法に規定する、婚姻できない関係(例:親、子、兄弟姉妹など)にないこと。

宣誓の流れ

1. 事前調整

- 宣誓者は以下により県へご連絡ください。(電子申請のご利用を推奨します。)
- 【電子申請】 やまなしくらしねっと(パートナーシップ宣誓制度で検索)
- 【電話】 055-223-1358(山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官)
- ※県から、宣誓書、必要書類、受付後の流れなどを御案内します。
※この事前調整において、その後の手続きの日時等の打ち合わせを行います。

2. 宣誓書の記入・提出

宣誓者は、県のホームページから宣誓書などの様式をダウンロード・印刷して、ご自身で記入の上、必要書類とともに郵送により県へ提出ください。(持参による提出も可能)

宣誓時の必要書類

- パートナーシップ宣誓書(表面)・パートナーシップ宣誓にあたっての確認(裏面)
- 住民票の写し(住民票記載事項証明書)、県外から転入予定の場合は転出証明書等
- 配偶者がいないことを証する書類(独身証明書、戸籍抄本等)

3. 書類確認

県は、上記書類の確認後、本人確認を行う日時や方法を電話又は電子メールにより宣誓者へご連絡します。

4. 本人確認

原則オンラインにより本人確認を行います。(希望に応じ対面も可能)

本人確認時の必要書類(いずれか一つ)

- 個人番号カード
- 旅券
- 運転免許証
- 在留カード
- その他官公庁が発行した免許証等で本人の顔写真が貼付されたもの

5. 宣誓書受領証等の交付

県は、要件を満たしていると認める場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「宣誓書の写し」を宣誓者に交付(郵送)します。

・・・性の多様性の基礎知識・・・

性のあり方

次の4つの要素から考えることができます

- ①法律上の性 出生時に割り当てられた性別をもとに戸籍等に記載された性別
- ②性的指向 恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか、向いていないか
- ③ジェンダーアイデンティティ 自分の性別をどう認識しているか
- ④性別表現 服装や髪型、言葉遣い、しぐさ等、自分の性別をどう表現するか

LGBTQとは

性的指向 (Sexual Orientation)	ジェンダーアイデンティティ (Gender Identity)
L Lesbian レズビアン 女性同性愛者	G Gay ゲイ 男性同性愛者
B Bisexual バイセクシュアル 両性愛者	T Transgender トランスジェンダー 生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なる人
Q Questioning クエスチョニング 自身の性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めていない等の人	
Queer クィア 伝統的・社会的規範の枠にあてはまらない、多様な性のあり方を包括的に表す言葉	